

平成31年第1回中津川市議会（定例会）

提出予定議案

平成31年第1回中津川市議会（定例会）に、報告1件、条例16件、人事6件、その他21件、補正予算5件、当初予算11件、合計60件の議案を提出します。

（報告）

1、専決処分の承認を求めることについて

- 12月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。
- ・平成30年度中津川市一般会計補正予算（専第1号）

（条例）

1、中津川市行政組織条例の一部改正について【初日議決】

市の組織を集約して柔軟に対応できる体制を構築するため、改正する。

①事業間の連携強化を図るため関連性のある組織を集約し、より機能的で効率的な組織とするため、部の統合及び再編を行う。

現行		改正後	備考（分掌事務等）
①市長公室	→	①市長公室	総務部から人事給与を移管
②政策推進部	→	②政策推進部	
③総務部	→	③総務部	生活環境部から防災安全を移管
④財務部			
⑤定住推進部	→	④定住推進部	
⑥健康福祉部	→	⑤市民福祉部	生活環境部のうち戸籍、年金、斎場を統合 教育委員会から子育て政策を移管
⑦生活環境部	→		
⑧水道部	→	⑥環境水道部	生活環境部のうち環境を統合
⑨農林部	→	⑦農林部	
⑩商工観光部	→	⑧商工観光部	
⑪文化スポーツ部	→	⑨文化スポーツ部	
⑫リニア都市政策部	→	⑩リニア都市政策部	基盤整備部から建築住宅を移管
⑬基盤整備部	→	⑪建設部	

②施行期日 平成31年4月1日

2、中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例の一部改正について

会議室の設置について改めるため、及び消費税率改正に伴い、改正する。

①市の「多様な働き方プロジェクト テレワーク試験導入事業」の実施場所とするため、2-1会議室及び2-2会議室を一般への使用対象外とし、「2-3会議室」の名称を、「2-1会議室」に変更する。

②平成31年10月1日に消費税率が8%から10%に改められることに伴い、にぎわいプラザの使用料を改正する。

③施行期日 ①平成31年4月1日

②社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成31年10月1日）

3、中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づき、時間外勤務命令の上限時間を設定できるようにするため、改正する。

①人事院勧告に基づき、平成31年度から国家公務員において超過勤務命令の上限時間が設定されるため、国に準拠して時間外勤務命令の上限を設定できるよう、条例を改正する。

②時間外勤務命令の上限時間の設定について、規則で定める委任規定を設ける。

参考：国が示す内容

- ・時間外勤務命令の上限時間を、1か月について45時間以下、1年について360時間以下とする。
- ・他律的な業務の比重の高い部署については、1か月について100時間未満、2～6か月平均で80時間以下、1年について720時間以下とする。
- ・大規模災害への対応等、重要性及び緊急性が高い業務については、上限期間を超えて時間外勤務を命令できる特例を設ける。

③施行期日 平成31年4月1日

4、中津川市積立基金条例の一部改正について

国民健康保険の制度改正に伴い、国民健康保険事業の円滑な財政運営の財源として積立基金を運用するため、改正する。

①国民健康保険制度が改正され、次のことが求められることとなった。

- ・県は、市町村が負担する保険給付費を全額負担し、市町村は、県に事業費納付金を納付すること。
- ・今後ますます高齢化率が上昇し、増加する医療費を抑制するために、保健事業に積極的に取り組むこと。

②今後も国民健康保険事業を円滑に運営する財源として積立基金を運用するため、条例第2条の表国民健康保険基金の目的を次のとおり改める。

改正後	改正前
国民健康保険の保険給付及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に関する費用に不足を生じたときの財源その他保健事業に要する費用に充てるため	保険給付費に不足を生じたときの財源に充てるため

③施行期日 平成31年4月1日

5、中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について

弓道場を廃止するため、及び消費税率改正に伴い、改正する。

- ①市有財産（施設）運用管理マスタープランに基づき、現在市内に6施設ある弓道場のうち坂下弓道場、付知弓道場及び福岡弓道場を廃止する。
 - ・中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例から「中津川市付知弓道場」及び「中津川市福岡弓道場」を削除する。
 - ・中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例から「坂下総合体育館・弓道場」、「中津川市付知弓道場」及び「中津川市福岡弓道場」の使用料を削除する。
- ②消費税率が8%から10%に改正されることに伴い、中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例に定める文化スポーツ施設等使用料等を改正する。
- ③施行期日
 - ①平成31年4月1日
 - ②社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成31年10月1日）

6、中津川市民福祉医療費助成金支給条例の一部改正について

児童扶養手当法の一部改正に伴い、改正する。

- ①ひとり親の福祉医療費助成は、児童扶養手当の受給を原則としているが、平成30年10月1日に児童扶養手当法が一部改正され、児童扶養手当の支給制限の適用期間が改正されたことに伴い、児童扶養手当証書の認定日にあわせて、条文の整備を行う。
- ②ひとり親（母子・父子）の福祉医療費受給者証有効期間の変更
 - 変更前 10月1日から翌年9月30日まで
 - 変更後 11月1日から翌年10月31日まで
- ③施行期日 平成31年4月1日

7、中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部改正について

老人福祉施設の5施設を用途廃止し、及びの使用料を改正するため、改正する。

- ①老人保健施設の用途廃止
 - 次の施設について、民間の経営手法の導入により施設運営の効率化とサービス向上を図るため、民間移譲する。
 - ・中津川市山口デイサービスセンター椿苑
 - ・中津川市山口在宅介護支援センター
 - ・中津川市山口高齢者ふれあいセンター
 - ・中津川市付知中央ふれあいセンター
 - ・中津川市福岡いきがいサロン
- ②老人福祉施設等の使用料の改正
 - (1) 消費税率が8%から10%に改正されることに伴い、施設使用料の改正を行う。
 - (2) 中津川市保健福祉施設かたらいの里、中津川市福岡健康増進施設ほっとサロンは浴場

及び運動浴槽を有する類似施設であり、使用料を統一することにより利用の公平を図ると共に、継続的な運営を行うために使用料の改正を行う。

③施行期日 ① 平成31年4月1日

②社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成31年10月1日）

8、中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について【初日議決】

中津川市新公立病院改革プランに基づき、病院機能を再編するため、改正する。

- ①中津川市新公立病院改革プランの見直しにより、公立2病院の機能分担を進めるため、坂下病院の機能を改める。
- ・19床の有床診療所とする。
 - ・外来診療科は、内科、眼科、小児科、整形外科及び透析は継続する。
 - ・外科、婦人科、脳神経外科、皮膚科を市民病院に集約する。
 - ・泌尿器科、耳鼻いんこう科については、市民病院の受入れ体制が整い次第集約する。

	改正後	改正前
名称及び位置	中津川市国民健康保険坂下診療所 中津川市坂下722番地1	国民健康保険坂下病院 中津川市坂下722番地1
	訪問看護ステーションほほえみ 中津川市坂下714番地3	坂下老人保健施設 中津川市坂下722番地1
	坂下老人保健施設 中津川市坂下722番地1	訪問看護ステーションほほえみ 中津川市坂下714番地3
診療科目等	(1) 内科 (2) 眼科 (3) 小児科 (4) 整形外科 (5) 泌尿器科 (6) 耳鼻いんこう科	(1) 内科 (2) 外科 (3) 婦人科 (4) 眼科 (5) 小児科 (6) 整形外科 (7) 泌尿器科 (8) 耳鼻いんこう科 (9) 脳神経外科 (10) 皮膚科
病床数等	療養病床 19床	一般病床 50床 療養病床 50床

- ②上記改正に伴い次の条例の条文を整備する。

中津川市職員特殊勤務手当支給条例

中津川市病院事業及び国民健康保険診療所等使用料及び手数料徴収条例

中津川市医療職員修学資金貸付条例

③施行期日 平成31年4月1日

9、中津川市墓地の設置等に関する条例の一部改正について

合葬施設を整備するため、改正する。

- ①世帯構成、家族関係の変化に伴い、市内墓地において無縁化した墓の管理が問題となっているため、打越墓地の整備に合わせて、同地内に無縁化した墓の骨を収骨する施設の整備を進めている。

使用権の消失した墓碑等を処分できるよう規定を整備するとともに、整備を進めている合

葬施設を祭祀承継者のいない市民が利用できるよう、使用料金を定める。

②使用料 合葬墓 焼骨一体につき 5万円

③施行期日 公布の日

10、中津川市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正する。

①国民健康保険法施行令が一部改正され、応益分の軽減判定基準及び賦課限度額について改正されたため、条例を次の通り改正する。

②低所得者に対する軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

	2割軽減基準額	5割軽減基準額
現 行	33万円+50万円×被保険者数	33万円+27.5万円×被保険者数
改正後	33万円+51万円×被保険者数	33万円+28万円×被保険者数

③被保険者間の保険料負担の公平の確保及び中間所得者層の保険料負担の軽減を図るため、保険料の賦課限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げる。

	基礎賦課分	後期高齢者分	介護納付金分	合 計
現 行	580,000円	190,000円	160,000円	930,000円
改正後	610,000円	190,000円	160,000円	960,000円

④施行期日 平成31年4月1日

11、中津川市犯罪被害者等支援条例の制定について

犯罪被害者等の支援に関し基本理念や市の施策の基本事項を定め、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、制定する。

①平成16年12月に犯罪被害者等基本法が制定され、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画が策定された。

平成28年4月に第3次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、地方自治体における総合的窓口の設置促進、経済的支援、居住の安定、国民理解の増進等のさらなる充実が求められている。

犯罪被害者等の支援に関し基本理念や市の施策の基本事項を定めて施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益を保護し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定する。

②施行期日 平成31年4月1日

12、中津川市地域まちづくり活動推進条例の制定について

持続可能な地域コミュニティづくりに向けた活力あるまちづくり活動を推進するため、制定する。

①地域まちづくりの活動の基本理念及び基本となる事項を定めることにより、地域住民による地域の特性を踏まえた地域まちづくり活動を推進し、また、まちづくり協議会の活動の後押しすることで、地域の活性化につなげるため、条例を制定する。

②施行期日 平成31年4月1日

13、中津川市市営住宅条例の一部改正について

市営住宅の一部を用途廃止するため、改正する。

①廃止しようとする住宅

団地名 大平団地
建築年 昭和29年建築（64年経過）
構造 補強コンクリートブロック造 2階建
延床面積 526.8㎡

団地名 神坂団地
建築年 昭和37年建築（56年経過）
構造 木造スレート葺 平家建
延床面積 56.2㎡

②施行期日 公布の日

14、中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

学校教育法及び技術士法施行規則の一部改正に伴い、改正する。

①学校教育法の一部改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として「専門職大学及び専門職短期大学」の制度が設けられた。

技術士法施行規則の一部改正により、技術士の試験科目が改正され、選択科目の「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合された。

これに伴う水道法令関係の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたため、水道法施行令を参酌することとされている市の資格要件を改正する。

②布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、「専門職大学の前期課程を修了した者」を追加する。

布設工事監督者の資格要件中の技術士については、試験科目から「水道環境」を削除する。

③施行期日 平成31年4月1日

15、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、関係条例の規定を整備する。

①社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（以下「法律」という。）が制定された。

法律によって平成31年10月1日に8%から10%に改正される。

②中津川市が徴収している使用料等のうち、消費税の課税対象となる35の条例の使用料等を改正する。

③施行期日 法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成31年10月1日）

16、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

工業標準化法の一部改正に伴い、関係条例を改正する。

- ①不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行により、工業標準化法が改正され、鋳工業品等の統一規格の名称が「日本工業規格」から「日本産業規格」に改正された。
- ②下記7条例において使用している「日本工業規格」を「日本産業規格」に改正する。
中津川市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例
中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例
中津川市個別排水事業受益者分担金徴収に関する条例
中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収に関する条例
中津川市公共下水道事業区域外流入受益者負担金及び分担金徴収条例
中津川都市計画下水道事業坂本処理区受益者負担に関する条例
中津川市火災予防条例
- ③施行期日 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成31年7月1日）

(人 事)

1、2、中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

選任予定者	おぐら	ただお	(再任)
	小倉	忠雄	
	ばば	けいこ	(新任)
	馬場	啓子	

3、中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命予定者	おぐり	ひとし	(再任)
	小栗	仁志	

4～6、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦予定者	ごうた	えみ	(再任)
	郷田	恵美	
	あだち	こ	(再任)
	足立	すま子	
	にわ	たずこ	(新任)
	丹羽	多壽子	

(その他)

1、財産の取得について

①財産の種別及び数量

建物

所在地 中津川市千旦林字坂本1446番地12、1447番地17

種類(1) 旅館

構造 鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 6階建

延床面積 1, 101. 97㎡
種類(2) 会議室
構造 鉄骨造珪鉛メッキ鋼板葺 2階建
延床面積 821. 6㎡

②契約金額 94, 905, 401円

③契約の相手方 名古屋市天白区梅が丘五丁目1706番地
有限会社 ダイゼン
代表取締役 安井 弘子

2、財産の取得について

①財産の種別 土地

②所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積
中津川市千旦林字坂本1427番1	田	931. 55㎡
中津川市千旦林字坂本1427番7	田	651. 11㎡
中津川市千旦林字坂本1427番11	田	628. 60㎡
中津川市千旦林字坂本1427番12	田	811. 10㎡
中津川市千旦林字坂本1407番1	田	1, 526. 00㎡
中津川市千旦林字坂本1407番4	田	1, 408. 00㎡
	合計	5, 956. 36㎡

③契約金額 95, 218, 350円

④契約の相手方 中津川市土地開発公社

3、財産の無償譲渡について

①譲渡財産

中津川市情報通信ネットワーク整備事業で構築した光ファイバケーブル設備及び付属設備
(平成20年度整備分)

延長 388, 120m

②譲渡の相手方

岐阜県岐阜市梅ヶ枝町2丁目31番地

西日本電信電話株式会社 岐阜支店

支店長 徳升 良弘

③譲渡の条件

現在提供中の通信サービス及び新たな通信サービス等の提供に使用すること。

4、財産の無償譲渡について

①譲渡財産

- (1) 所在 中津川市山口2166番地2
種類 デイサービスセンター (中津川市山口デイサービスセンター椿苑・中津川市山口在宅介護支援センター)
構造 鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建
床面積 792.00㎡
- (2) 所在 中津川市山口2166番地2
種類 デイサービスセンター (中津川市山口高齢者ふれあいセンター)
構造 木造かわらぶき平家建
床面積 107.65㎡
- (3) 所在 中津川市山口2166番地2
種類 車庫 (中津川市山口デイサービスセンター椿苑)
構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 108.86㎡

②譲渡の相手方

中津川市かやの木町2番5号
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会
会長 加藤 出

③譲渡の条件

移譲日から10年間は、老人デイサービスセンター及び介護予防事業の用途で使用すること。

5、財産の無償譲渡について

①譲渡財産

所在 中津川市付知町字野中5893番地1
種類 集会所 (中津川市付知中央ふれあいセンター)
構造 木造かわらぶき平家建
床面積 164.58㎡

②譲渡の相手方

中津川市かやの木町2番5号
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会
会長 加藤 出

③譲渡の条件

移譲日から10年間は、介護予防事業の用途で使用すること。

6、財産の無償譲渡について

①譲渡財産

所在 中津川市福岡字水返679番地5
種類 集会所 (中津川市福岡いきがいサロン)
構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 199.69㎡

②譲渡の相手方

中津川市かやの木町2番5号
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会
会長 加藤 出

③譲渡の条件

移譲日から10年間は、介護予防事業の用途で使用すること。

7、工事請負契約の締結について 【初日議決】

- ・工事名 (仮称) 坂本こども園建設工事 (建築主体工事)
- ・契約の方法 指名競争入札
- ・契約金額 328,320,000円
- ・契約の相手方 中津川市付知町9595番地1
株式会社 田口建設
代表取締役 田口 秀典

8、工事請負変更契約の締結について 【初日議決】

- ・工事名 坂本133号線道路改良工事
- ・契約の方法 指名競争入札
- ・契約金額 変更前 143,640,000円
変更後 157,510,440円
- ・契約の相手方 中津川市茄子川2077番地184
三和建设株式会社
代表取締役 太田 督栄

9、工事の委託に関する協定の変更について

建設工事委託協定の工事内容の変更により、協定金額を減額する。

- ・変更前協定金額 275,000,000円
- ・変更後協定金額 245,740,000円
- ・協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 辻原 俊博

10～13、市道路線の認定について

坂本293号線、坂本294号線、坂本295号線、坂本296号線

- 10、坂本293号線
- 11、坂本294号線
- 12、坂本295号線
- 13、坂本296号線

・濃飛横断自動車道路整備に伴い、市道に認定し、一貫した道路管理をする。

14～17、市道路線の変更について

2級市道前田～津戸井線、坂本191号線、坂本287号線、坂本283号線

- 14、2級市道前田～津戸井線

・濃飛横断自動車道路整備に伴い、終点を変更し、一貫した道路管理をする。

- 15、坂本191号線

・濃飛横断自動車道路整備に伴い、起点を変更し、一貫した道路管理をする。

- 16、坂本287号線

・濃飛横断自動車道路整備に伴い、終点を変更し、一貫した道路管理をする。

- 17、坂本283号線

・濃飛横断自動車道路整備に伴い、起点を変更し、一貫した道路管理をする。

18、19、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。

- ・議案数 2議案
- ・指定施設数 2施設
- ・指定期間 平成31年4月1日～平成34年3月31日

議案	施設数	施設名	指定先
18	1	中津川市付知デイサービスセンター	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
19	2	中津川市坂下交流促進施設	株式会社 クリエイト

20、角領辺地に係る総合整備計画の策定について

- ①計画区域 中津川市角領^{かくりょう}地域（加子母）
- ②計画期間 平成31年度から平成35年度まで
- ③計画内容 スクールバス整備事業

21、塩野細野辺地に係る総合整備計画の策定について

- | | |
|-------|------------------------|
| ①計画区域 | 中津川市塩野細野地域（神坂） |
| ②計画期間 | 平成31年度から平成35年度まで |
| ③計画内容 | 県営中山間総合整備事業（農業施設、消防施設） |

（補正予算）

- 1 平成30年度中津川市一般会計補正予算【初日議決】
- 2 " 国民健康保険事業会計補正予算【初日議決】
- 3 " 下水道事業会計補正予算【初日議決】
- 4 " 介護保険事業会計補正予算【初日議決】
- 5 " 病院事業会計補正予算【初日議決】

（当初予算）

- 1 平成31年度中津川市一般会計予算
- 2 " 国民健康保険事業会計予算
- 3 " 駅前駐車場事業会計予算
- 4 " 下水道事業会計予算
- 5 " 農業集落排水事業会計予算
- 6 " 特定環境保全公共下水道事業会計予算
- 7 " 介護保険事業会計予算
- 8 " 個別排水処理事業会計予算
- 9 " 後期高齢者医療事業会計予算
- 10 " 水道事業会計予算
- 11 " 病院事業会計予算

お問い合わせ先

総務部 行政管理課 文書行政係 担当者：石原
電話：0573-66-1111（内線442）